

第2期入間市スポーツ推進計画



令和6～15年度
入間市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画におけるスポーツの定義	4
5. SDGsへの取組	5
第2章 入間市のスポーツ推進の現状と課題	7
1. 人口の推移	8
2. スポーツの現状	8
3. 第1期の取組状況と課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
1. 基本理念	16
2. 基本目標	16
3. 成果指標	17
4. 施策の体系	18
第4章 施策の展開	19
基本目標1 誰もがスポーツに親しめる機会の充実	20
基本目標2 スポーツ活動を支える環境の整備	22
基本目標3 スポーツ振興によるまちづくりの推進	25
第5章 計画の推進に向けて	27
1. 計画の推進体制	28
2. 計画の進行管理	28
資料編	29
1. スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）〔抄〕	30
2. 入間市スポーツ振興まちづくり条例	32
3. 策定の経過	35
4. 入間市スポーツ推進審議会条例	36
5. 入間市スポーツ推進審議会委員名簿	38
6. 体育施設一覧	39
7. 諮問・答申	43

第1章 計画の策定にあたって



バレーボール体験教室



親子向けスポーツ教室

1. 計画策定の背景と趣旨

スポーツは、体力の向上、健康・長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできないものです。

国は、平成23年にスポーツ基本法（平成23年法律第73号）を制定し、平成24年にスポーツ基本計画を策定、平成27年にはスポーツ庁を設置してスポーツ立国に向けた取組を進めています。令和4年3月25日に策定された、第3期スポーツ基本計画では、「東京2020大会のレガシーの継承・発展に資する重点施策」「新たな3つの視点（①スポーツを「つくる/はぐくむ」、②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」③スポーツに「誰もがアクセス」できる）」を踏まえ、具体的な12の施策が示されています。

埼玉県では、平成18年に「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」を制定し、スポーツに関する施策を推進しています。平成25年1月には、県民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組める環境を推進するため「埼玉県スポーツ推進計画（第1期）」が策定されました。令和5年3月、これまでの計画による成果と課題を検証し、スポーツを取り巻く状況や基本的な考え方を踏まえ、「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を目指して「埼玉県スポーツ推進計画（第3期）」が策定されました。

本市では、市民や関係団体、学校、行政などがスポーツに関する共通認識を持ち、地域社会全体でスポーツに関する取組を進めるための基本指針として「第1期入間市スポーツ推進計画」を平成27年3月に策定しました。その後、「スポーツを通じて健康で活力に満ちたまち いるま」を基本理念に様々な施策を展開してきました。

そして、令和5年10月、スポーツを通じたまちづくりの方向性を明確に示すため「入間市スポーツ振興まちづくり条例」を制定しました。本条例では、スポーツを通じた健康で活気あふれるまちの実現を目指し、新たなスポーツや市の魅力となるスポーツなど多様なスポーツ関連活動を応援・支援することで、全ての市民の健康及び福祉の増進、スポーツ関連活動の環境の向上、スポーツを介した産業の発展を基本理念に掲げました。

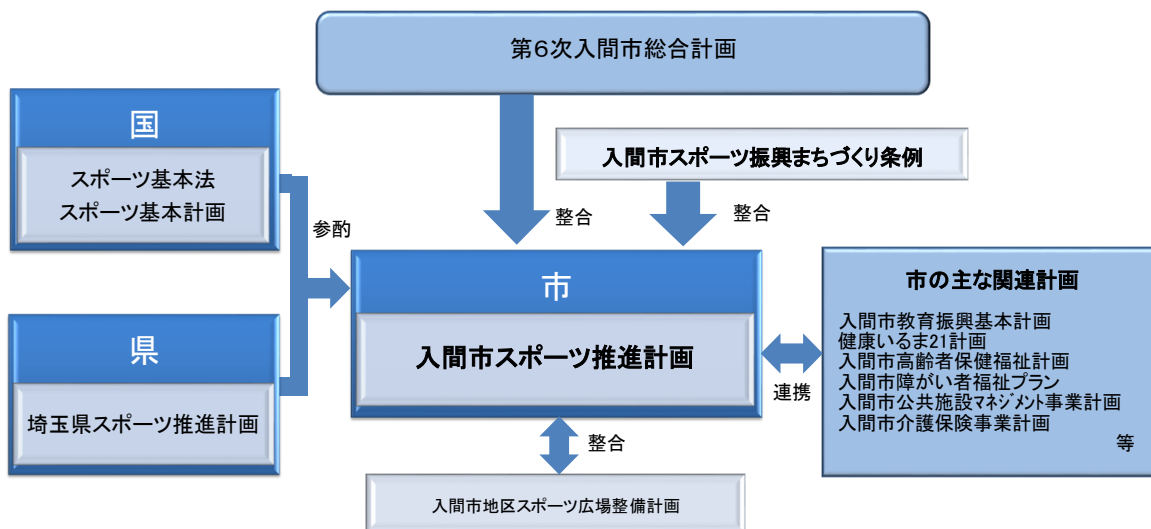
これまで取り組んできた施策の進捗状況や成果を確認し、現状に即した見直しを行うとともに、「入間市スポーツ振興まちづくり条例」が目指すスポーツ振興施策について、総合的かつ計画的に推進するため、「第2期入間市スポーツ推進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づいた「地方スポーツ推進計画」であり、令和5年10月に施行された「入間市スポーツ振興まちづくり条例」を具体的かつ計画的に推進するための計画です。

計画の策定にあたっては、国の「スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、「第6次入間市総合計画」をはじめ、健康、福祉、教育などの各種計画と連携しながら推進するものとし、スポーツの振興により全ての市民の健康増進及び活気あふれるまちの形成に寄与する計画として策定するものです。

【計画の位置づけ概念図】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

ただし、国の動向や社会情勢等の変化に対応するため、中間年の令和10年度に見直しを行うものとします。

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
				見直し						
第2期 入間市スポーツ推進計画										次期 計画
国:第3期スポーツ基本計画			国:第4期スポーツ基本計画							
県:第3期スポーツ推進計画			県:第4期スポーツ推進計画							
第6次入間市総合計画		第7次入間市総合計画								

4. 計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法では、スポーツを「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義しています。

本計画では、競技スポーツから、レクリエーション、健康維持のための軽い運動（ウォーキングやラジオ体操等）、さらに、eスポーツ、日常活動（徒歩による通勤、買い物等）までを含めた、様々な身体活動を「スポーツ」とします。

また、スポーツは「する」だけでなく、「観る」「支える又は応援する」という様々な形での「自発的な」参画を通じて、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものと考えます。

5. SDGsへの取組

SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

本市では、2030年のSDGs達成に向けて、「Well-being」注）をキーワードに地域資源を生かした取組を進める提案を行い、2022年度SDGs未来都市に選定されました。

誰もが心身ともに健康で幸せを実感できるまち「Well-being City いるま」の実現に向け、本計画においてもSDGsの達成に取り組めます。

【持続可能な世界を実現するための17のゴール】



注) 個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

第2章 入間市のスポーツ推進の現状と課題



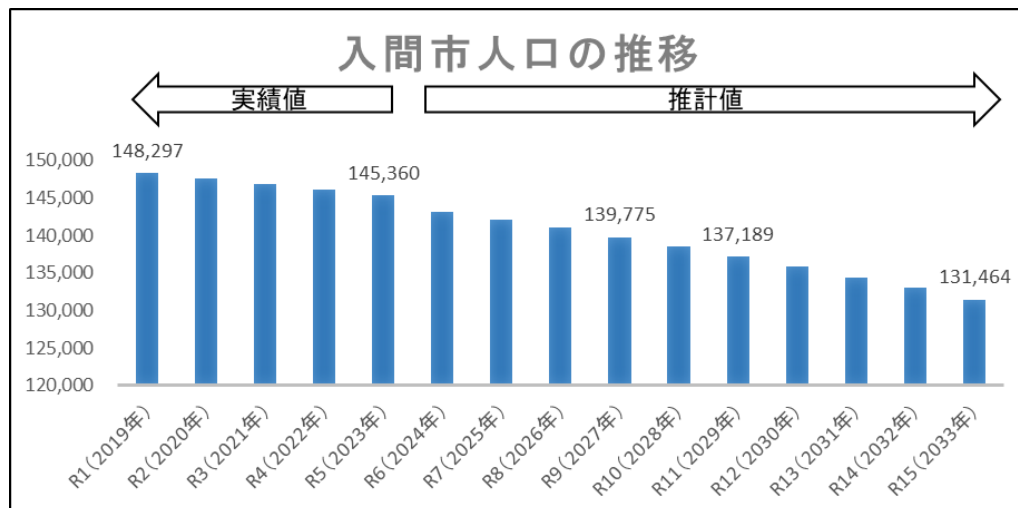
陸上競技大会



野球教室

1. 人口の推移

本市の人口は緩やかに減少しており、令和5年4月1日の総人口は145,360人でした。入間市人口ビジョンによると今後も人口減少が見込まれ、計画期間の令和15年の人口を131,464人と予測しています。



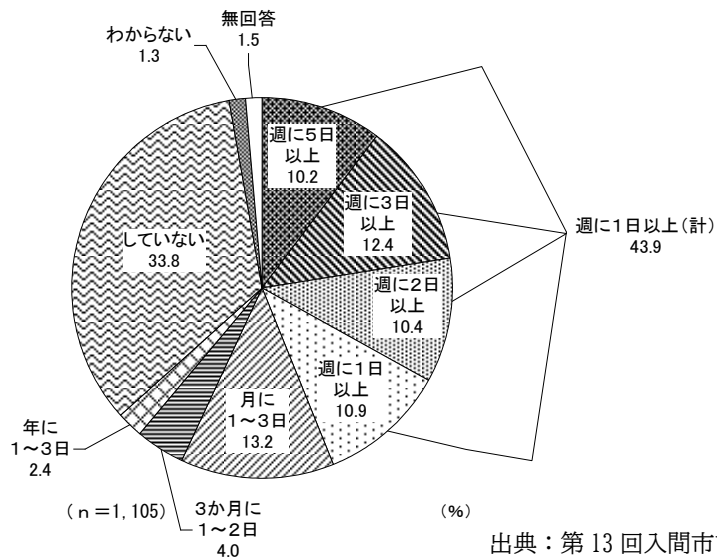
出典：入間市人口ビジョン

2. スポーツの現状

令和3年9月に市民2,000人（有効回答1,105人）を対象に行った第13回入間市市民意識調査の結果を本計画の基礎資料としました。

(1) 運動やスポーツの実施状況について

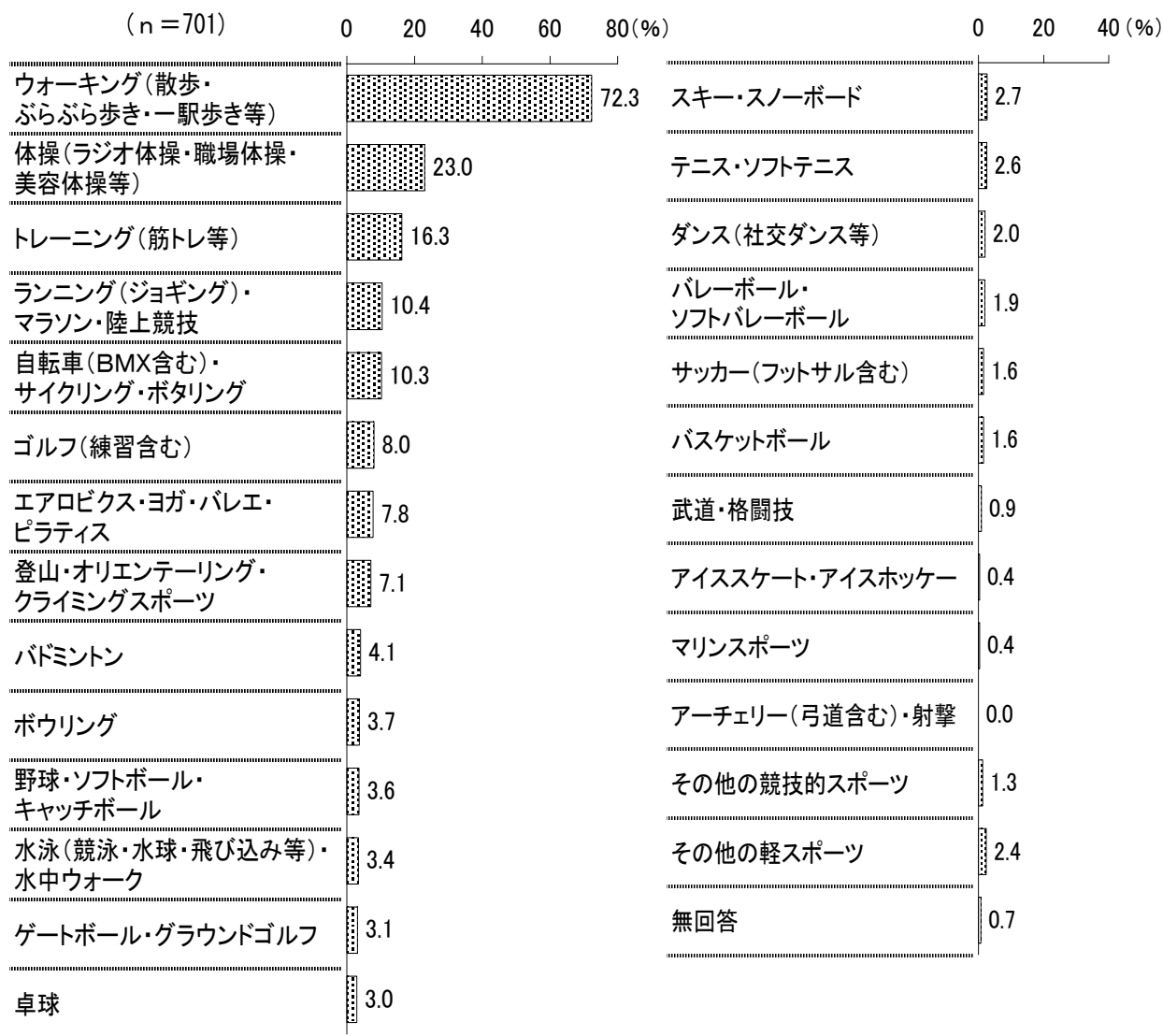
週1回以上運動やスポーツを行っている人の割合は43.9%で、前回調査（令和元年）よりも0.7ポイント増加しました。スポーツを「していない」と回答した人は全体の3割で、横ばいの状況が続いています。



出典：第13回入間市市民意識調査

(2) 運動やスポーツの内容

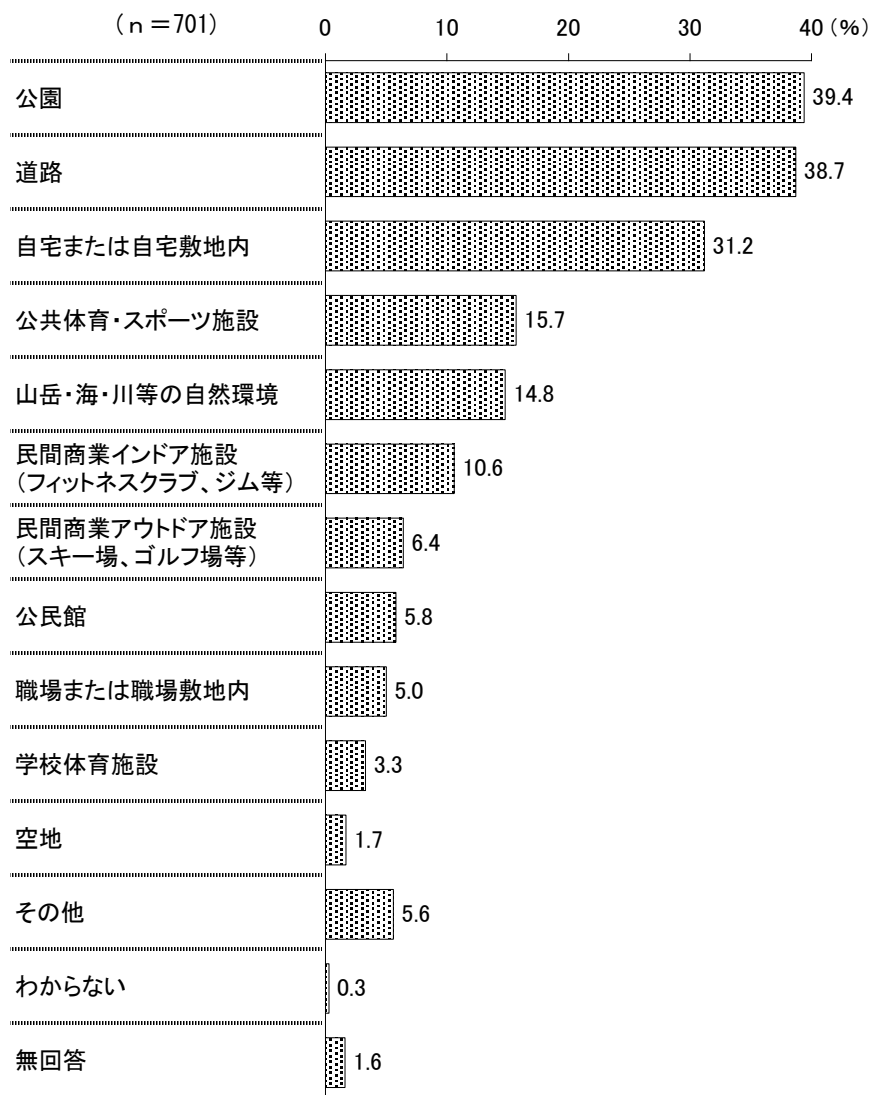
行っている運動やスポーツの内容は、「ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩き等）」（72.3%）が最も高く、次いで「体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操等）」（23.0%）、「トレーニング（筋トレ等）」（16.3%）、「ランニング（ジョギング）・マラソン・陸上競技」（10.4%）などの順となっています。



出典：第13回入間市市民意識調査

(3) 運動やスポーツを行う場所

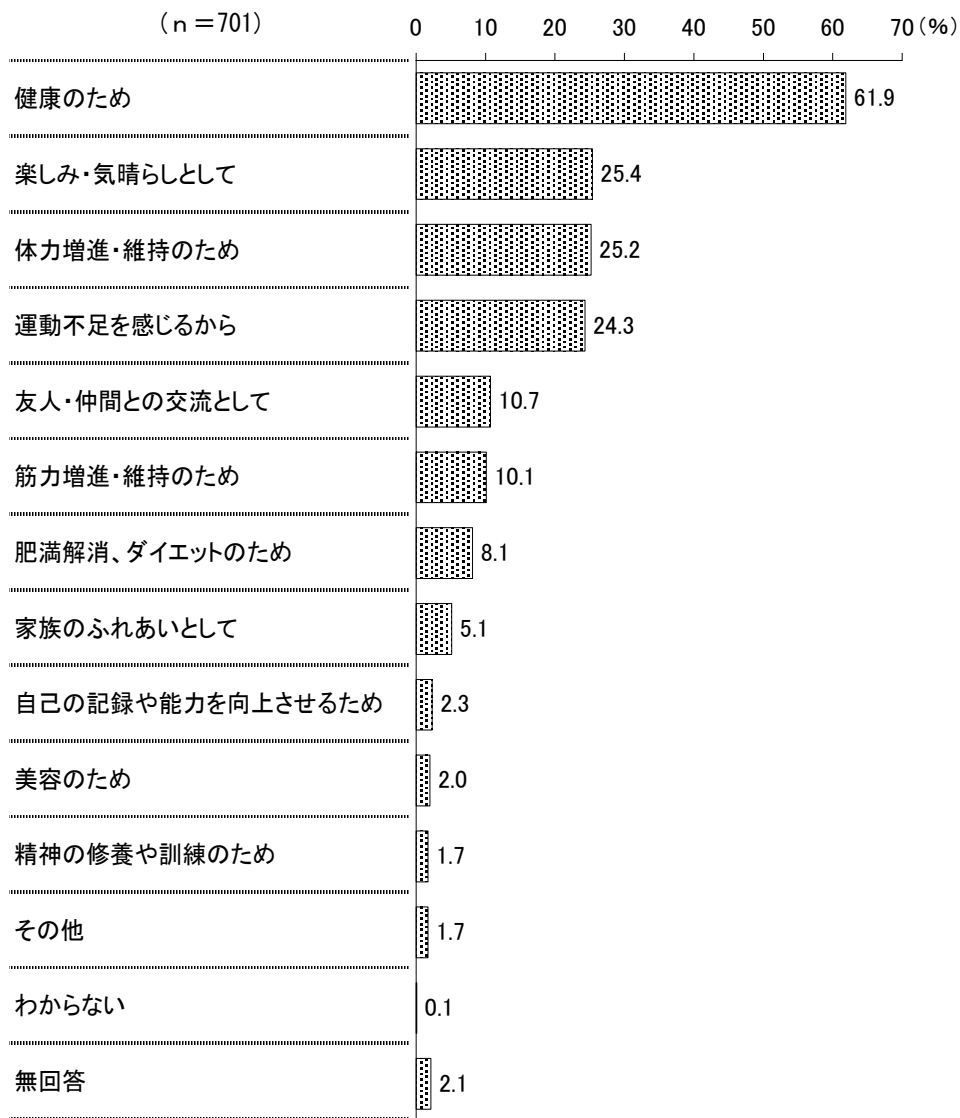
運動やスポーツを行う場所は、「公園」(39.4%)が最も高く、次いで「道路」(38.7%)、「自宅または自宅敷地内」(31.2%)、「公共体育・スポーツ施設」(15.7%)などの順となっています。



出典：第13回入間市市民意識調査

(4) 運動やスポーツを行う目的

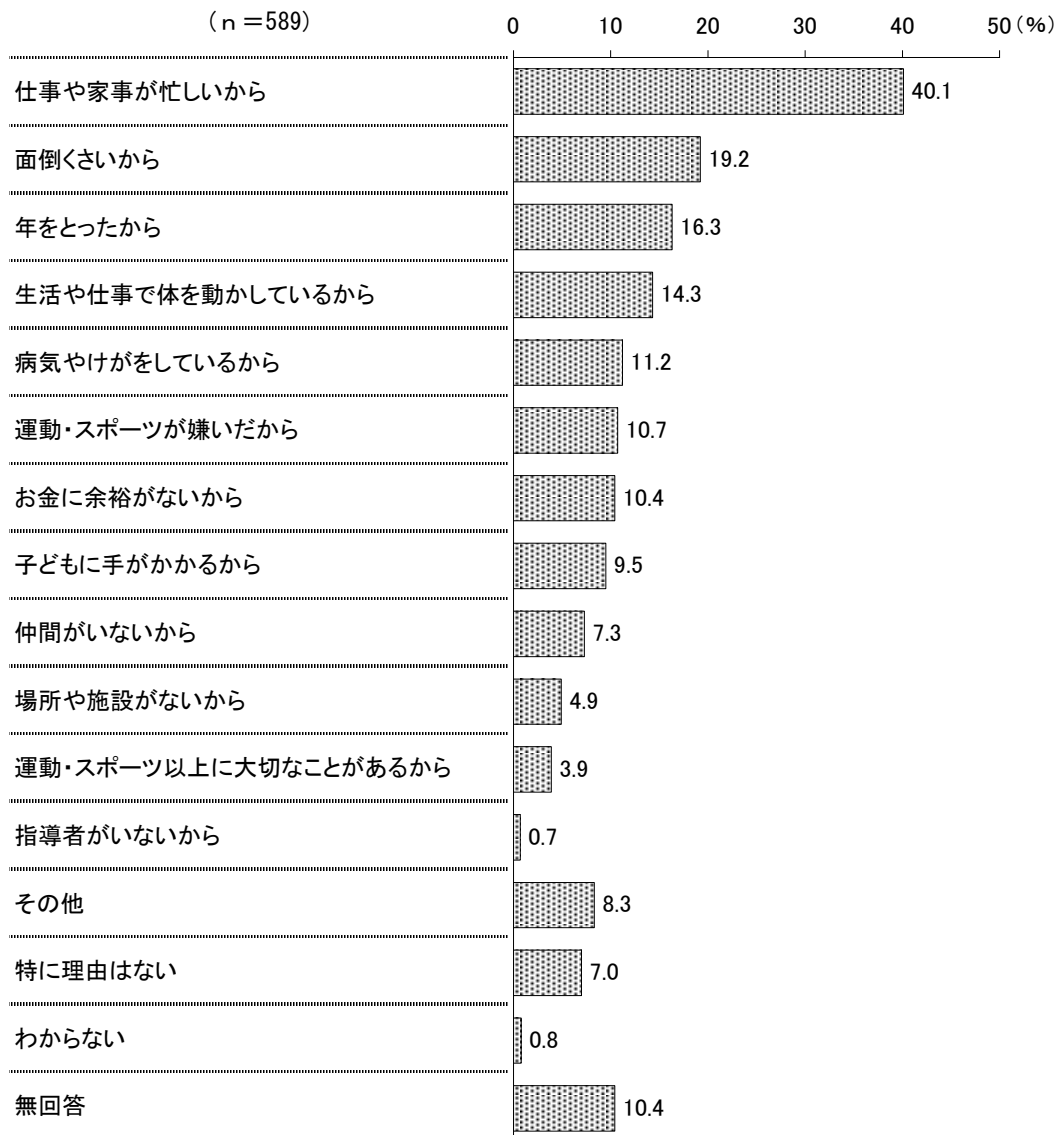
運動やスポーツを行う目的については、「健康のため」(61.9%)が最も高く、次いで「楽しみ・気晴らしとして」(25.4%)、「体力増進・維持のため」(25.2%)、「運動不足を感じるから」(24.3%)などの順となっています。



出典：第13回入間市市民意識調査

(5) 運動やスポーツを行わなかった理由

運動やスポーツを行わなかった理由は、「仕事や家事が忙しいから」(40.1%)が最も高く、次いで「面倒くさいから」(19.2%)、「年をとったから」(16.3%)、「生活や仕事で体を動かしているから」(14.3%)などの順となっています。



出典：第13回入間市市民意識調査

3. 第1期の取組状況と課題

本市では、第1期計画において、子どもから大人、高齢者や障がいのある人まで、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を実現するため各施策を展開してきました。

1 基本目標の達成状況

第1期計画では、「週1回以上のスポーツ実施率（成人）50%以上」を基本目標に各施策に取り組んできましたが、直近の令和3年度入間市市民意識調査では、成人のスポーツの実施率は43.9%という結果となり、第1期計画の基本目標を達成することはできませんでした。

【基本目標の実績値】

平成23年度	平成26年度	令和元年度	令和3年度
38.0%	41.0%	43.2%	43.9%

2 基本施策の取組状況と課題

○基本施策1 生涯スポーツの推進

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成及びレクリエーション団体の支援

レクリエーション団体と連携し「生涯スポーツフェア」や「軽スポーツ教室」を開催し、スポーツ・レクリエーションの普及に努めました。

生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動が行えるよう、地域に根ざし、地域に開かれたスポーツクラブのあり方を再検討する必要があります。

(2) 子どもの体力向上及び運動習慣の定着

子どもを対象とした様々なスポーツ教室・スポーツイベントを実施しました。また、指導者の資質向上を図るための講座も開催しました。

子どもがスポーツに苦手意識を持たないように、スポーツの楽しさや身体を動かす喜びを実感できる機会を充実させる必要があります。

(3) 健康・体力づくりの推進

介護、保健、地域交流など様々な角度から高齢者へのスポーツ機会の提供に努めました。また、地区体育祭や駅伝競走大会等を通じ、地域の連帯感や体力向上を図りました。

スポーツをしていないという3割の市民に向けた施策の展開や効果的な広報が必要です。

(4) 競技スポーツ団体等の支援

競技スポーツ団体の競技力向上のため、トップアスリートの指導によるスポーツ教室の開催や奨励金の交付等の支援を行いました。また、大相撲（H28）やバスケットボール（B3リーグ）公式試合（H30）を誘致し「観る」スポーツにも取り組みました。

スポーツ活動団体が継続して活動するためには、会員や指導者の確保、活動場所の拡充など多くの課題があります。

(5) 障がい者スポーツの推進

「障がい者フライングディスク教室」「障がい者スポーツ大会」等を開催し、障がい者スポーツの推進を図りました。また、市民体育館のトイレ・シャワーのユニバーサルデザイン化や地区体育館への多目的トイレ設置など、誰もが利用しやすい施設整備に取り組みました。

障がい者が一層スポーツ・レクリエーションに参加できるよう、ボランティアや指導者の確保に努めることが重要です。

○基本施策2 スポーツ環境の整備

(1) スポーツ指導者等の充実

指導者だけでなく広く選手を支えることに視点を置いた講座を実施しました。また、スポーツ推進委員や中高校生に大会運営への協力を得るなど、スポーツを支える人材育成に努めました。

今後も、指導者やボランティアなどスポーツに関わる人の裾野を広げ、市民同士の連帯感を喚起していくことが重要です。

(2) 優秀選手・団体等の顕彰

市スポーツ協会と連携し優秀選手・団体等にスポーツ賞を授与するとともに、全国大会等へ出場した際には、奨励金を交付し競技者を支援しました。

今後は、新たなスポーツなど様々なスポーツ活動を応援・支援する仕組の検討が必要です。

(3) スポーツ施設の充実

スポーツ施設を安全・安心に利用できるよう計画的な改修や補修に努めました。また、指定管理者制度を導入し、スポーツ施設の効率的な管理運営を行いました。スポーツ活動の場の確保にあたっては、学校体育施設の開放や入間基地病院グラウンドの利用開始等に取り組みました。

今後も活動場所の拡充に向け大学や民間施設の活用等に取り組むことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方



集まれ！入間市ラジオ体操会



わんぱく相撲入間大会

1. 基本理念

第2期入間市スポーツ推進計画の基本理念を次のとおり定めます。

スポーツがつくる健康で活気あふれるまち いるま

本計画の基本理念は、第1期入間市スポーツ推進計画の基本理念を継承しつつ、入間市スポーツ振興まちづくり条例の基本理念を踏まえ、スポーツを通じて全ての市民の健康を実現し、活気あふれるまちを目指します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、基本目標を次のとおり定めます。

目標1 誰もがスポーツに親しめる機会の充実

子どもから高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツ機会の充実や、障がいのある人もない人も楽しめるスポーツの普及啓発に取り組み、誰もがスポーツを楽しむ環境を目指します。

目標2 スポーツ活動を支える環境の整備

スポーツは「する」だけでなく、支える人の存在やスポーツをする場が必要不可欠です。スポーツ指導者やボランティアの育成、スポーツ施設の整備等を推進し、持続可能なスポーツ環境を目指します。

目標3 スポーツ振興によるまちづくりの推進〈新規〉

入間市スポーツ振興まちづくり条例を具現化し、スポーツを介した産業の発展とまちの特色化や魅力化に取り組み、活気あふれるまちの実現を目指します。

3. 成果指標

本計画の着実な推進を図るために、成果指標を設定します。

(1) 計画全体の成果指標

第1期計画の基本目標「週1回以上のスポーツ実施率」を引き続き成果指標とします。

入間市市民意識調査のスポーツの実施率（成人）の結果から、スポーツ活動の推進が図られているかを判断します。

成果指標	現状	目標値
週1回以上のスポーツ実施率（成人）	43.9% （令和3年度）	60%以上 （令和13年度）

(2) 各基本目標の成果指標

○基本目標1：誰もがスポーツに親しめる機会の充実

市主催イベントの参加者数を成果指標とします。参加者数の変化により、市民のスポーツへの関心度・スポーツ機会の充実度を判断します。

成果指標	現状	目標値
市主催の教室・大会・イベントへの参加者数	5,442人 （令和4年度）	10,000人 （令和15年度）

○基本目標2：スポーツ活動を支える環境の整備

スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金の申請件数及び地区体育館の利用者数を成果指標とします。奨励金の申請件数は、選手・団体のスポーツ活動の充実度を判断し、地区体育館の利用者数は、地区スポーツ活動の推進状況を判断します。

成果指標	現状	目標値
スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金の申請件数	25件 （令和4年度）	40件 （令和15年度）
地区体育館の利用者数	118,017人 （令和4年度）	170,000人 （令和15年度）

○基本目標3：スポーツ振興によるまちづくりの推進

計画期間中におけるスポーツ大会の誘致件数を成果指標とします。スポーツ振興まちづくり条例に定めたスポーツ大会の誘致に取り組み、活気あふれるまちづくりの進捗状況を判断します。

成果指標	現状	目標値
スポーツ大会の誘致件数	—	年1回以上

4. 施策の体系

基本目標	施策の方向性	取組
1 誰もがスポーツに親しめる機会の充実	施策1 ライフステージに応じたスポーツ機会の充実	(1) 子どものスポーツ機会の充実
		(2) 成人のスポーツ機会の充実
		(3) 高齢者のスポーツ機会の充実
	施策2 多様なスポーツ機会の充実	(1) 障がい者スポーツの推進
		(2) 女性のライフステージに応じたスポーツ機会の充実
		(3) 「観る」「応援する」スポーツの推進
2 スポーツ活動を支える環境の整備	施策3 スポーツを支える体制づくり	(1) スポーツ指導者の資質の向上
		(2) スポーツボランティアの充実
		(3) スポーツに関する情報発信の拡充
	施策4 スポーツ団体・選手の活動支援	(1) スポーツ団体の活動支援
		(2) スポーツ選手の活動支援
	施策5 スポーツ施設の整備・有効活用	(1) スポーツ施設等の整備の充実
		(2) 学校体育施設の利用促進
		(3) 民間スポーツ施設の利用促進
	3 スポーツ振興によるまちづくりの推進	施策6 スポーツを通じた地域の活性化
(2) アーバンスポーツ等新たなスポーツの推進		
施策7 スポーツを介した産業の発展		(1) 民間事業者と連携したスポーツの活性化



第4章 施策の展開



キッズボルダリング体験



地域スポーツ交流大会 ペタンク大会

基本目標1 誰もがスポーツに親しめる機会の充実



施策1 ライフステージに応じたスポーツ機会の充実

(1) 子どものスポーツ機会の充実

① 遊びを通じたスポーツの推進

子どもたちが遊びや様々な活動などを通じて体を動かす楽しさを経験できるよう、保育所や子育て支援センター等において遊びを取り入れた運動機会の充実を図ります。また、保護者に子どもが体を動かすことの重要性を理解してもらう機会を創出します。

② スポーツ団体との連携によるスポーツ教室の開催

幼児・児童・生徒が日常的に運動やスポーツに親しめるよう運動の場を確保するとともに、基礎体力の向上や運動技能の習得を図るため、スポーツ団体等と連携し、子ども向けの教室等の開催に努めます。

③ 学校運動部活動の地域移行に向けた環境整備

学校運動部活動の地域クラブ等への移行に向けて、市スポーツ協会等と共に、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツクラブなどとの連携を図り、スポーツ環境の整備を進めます。

(2) 成人のスポーツ機会の充実

① 地域スポーツイベントの開催支援

スポーツを通じて仲間づくりや地域交流が図れるように、各地区の体育祭など地域におけるスポーツイベントの開催を支援します。

② スポーツの習慣化

仕事や家事に忙しい世代に対し、ウォーキングなど通勤や隙間時間に気軽に取り入れられる活動をスポーツ活動として習慣化する取組を推進します。

③ 健康増進につながる企業の取組支援

社員の健康増進のためスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」（英語名称：Sports Yell Company）として認定する国の制度の周知を図ります。

(3) 高齢者のスポーツ機会の充実

① 介護予防の推進

ウォーキングや体操など高齢者も手軽に取り組めるスポーツを通じて、介護予防や健康寿命の延伸に取り組めます。

- ② スポーツ・レクリエーション事業の開催
グラウンドゴルフ大会やモルック教室などの高齢者も参加しやすいスポーツ・レクリエーション事業を開催し、参加者同士の交流促進を図ります。
- ③ 地域支援の推進
身近で参加可能なウォーキンググループ等の活動支援を行い、高齢者の定期的な運動習慣の場となる地域の支援を行います。

施策2 多様なスポーツ機会の充実

(1) 障がい者スポーツの推進

- ① 障がい者のスポーツ機会の充実
市内の障がい者団体などと連携し、障がいのある人が参加できるスポーツ大会・機会の提供に努めます。
- ② 障がい者のスポーツ活動の促進
障がい者スポーツ大会などへの参加を進めるための情報提供や体制整備に取り組みます。
- ③ 障がいのある人もない人も参加できるスポーツの普及・啓発
市民団体と連携し、障がいのある人とない人が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントを開催し、パラスポーツへの理解促進を図ります。

(2) 女性のライフステージに応じたスポーツ機会の充実

- ① 女性のスポーツ活動の促進
出産・育児などでスポーツ機会が減少している女性が気軽にスポーツ活動に参加できるよう託児等の環境づくりを進めます。
- ② 子育て家庭のスポーツ機会の提供
子育て家庭が参加できるスポーツ機会の充実を図り、子どもとともに身体を動かす機会づくりを促進します。

(3) 「観る」「応援する」スポーツの推進

- ① パブリック・ビューイングの実施
入間市にゆかりのある選手が活躍する大規模大会等を市民が観戦できるパブリック・ビューイングの実施を検討します。
- ② 埼玉西武ライオンズの観戦チケット配布
「入間市と株式会社西武ライオンズとの連携協力に関する基本協定」(フレンドリーシティ)に基づき、野球観戦チケット引換券を配布します。
- ③ スポーツ大会の観戦機会の充実
プロスポーツ大会の誘致などに取り組み、スポーツ観戦の機会を提供します。

基本目標2 スポーツ活動を支える環境の整備



施策3 スポーツを支える体制づくり

(1) スポーツ指導者の資質の向上

① スポーツ推進委員の活動促進

スポーツ推進委員の確保に努めるとともに、研修等を通じて資質の向上を図り、地域におけるスポーツの推進役としての活動を促進します。また、スポーツ推進委員の役割と必要性の周知を図り、認知度の向上に努めます。

② 研修会等の開催

スポーツ指導者の養成や資質の向上を図るため、研修会等の開催や情報提供を行います。また、スポーツ少年団に係る県の研修会等の情報を指導者に積極的に提供します。

③ 選手等の安全確保

地域スポーツ団体等への「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(注)を周知・徹底します。また、学校運動部活動や地域クラブ活動におけるコンプライアンス意識の徹底、ガバナンスの確保、選手等の安全確保など適切な団体運営を促します。

(2) スポーツボランティアの充実

① スポーツボランティアの育成

スポーツ協会やスポーツ少年団、中学校・高等学校、市体育施設指定管理者（以下「指定管理者」という。）等と連携し、スポーツボランティアの育成・確保に努めます。また、スポーツボランティアがやりがいを持って活動ができるようボランティアの活用を促進します。

② 埼玉県スポーツボランティア制度の活用

埼玉県スポーツボランティア制度への登録を促進し、人材の確保・充実に努めます。

(3) スポーツに関する情報発信の拡充

① 情報の発信

スポーツを始めたい人がスポーツ活動につながるような役立つ情報の発信に努めます。

② 広報の充実

市広報誌をはじめホームページやSNSなどの多様な手段により、スポーツイベント情報やアスリートの活躍、施設利用などスポーツに関する情報を積極的に発信します。

③ スポーツアンバサダーによる情報発信

当市にゆかりのあるスポーツ選手・スポーツ団体にスポーツアンバサダーを委嘱し、スポーツアンバサダーに関する情報を発信するとともに、スポーツアンバサダーによる当市のスポーツの魅力発信を促進します。

注) 中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示したもの。令和元年8月にスポーツ庁が策定。

施策4 スポーツ団体・選手の活動支援

(1) スポーツ団体の活動支援

① スポーツ協会等への活動支援

市民が主体的にスポーツに取り組めるように、市スポーツ協会をはじめとする各スポーツ団体やスポーツ少年団等の活動を支援します。

(2) スポーツ選手の活動支援

① 優秀選手・団体等の表彰

市スポーツ協会と連携して、優秀な成績を収めた選手・団体やスポーツ普及発展に貢献した人々を表彰し、功績を讃えるとともに、大会成績等を広く市民に情報発信します。

② スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金の交付

全国大会等に出場する選手・団体に対し、スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金を交付し、スポーツ選手の育成や活動を支援します。

③ プロスポーツチームによる指導

児童・生徒の競技力向上、競技の普及を図るため、プロスポーツチームと連携し、スポーツ教室やイベントへの選手派遣を行います。また、スポーツアンバサダーによるスポーツ教室を開催し、トップアスリートから学ぶ機会を提供します。

施策5 スポーツ施設の整備・有効活用

(1) スポーツ施設等の整備の充実

① 計画的な施設管理の推進

「入間市公共施設マネジメント事業計画」に基づいて施設の改修を実施し、市民の健康増進、生涯スポーツの場としての機能の維持を図ります。また、老朽化が進行する施設の修繕や整備を計画的に実施し、安全・安心な施設の維持に努めます。

② スポーツ施設の管理運営

民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度を導入しています。市民が安心して施設を利用できるよう指定管理者と密に連絡調整し、継続して適正な管理に努めます。また、指定管理者が自主的に実施する、スポーツ普及発展のための教室や講習会などを支援します。

③ 施設の有効活用の促進

多様化する市民ニーズに対応するため、中央公園プール跡地の有効活用など既存のスポーツ施設の有効活用方法を検討します。

④ 地域スポーツ拠点の整備

地域のスポーツ拠点となる地区体育館については、施設の維持管理の充実を図るとともに、スポーツ広場については、「入間市地区スポーツ広場整備計画」に基づき、地域バランスや周辺環境を考慮しながら整備・配置に努めます。

(2) 学校体育施設の利用促進

① 学校開放制度の推進

学校活動に支障のない範囲で、市立小中学校の校庭・体育館などの学校体育施設を開放し地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用を図ります。

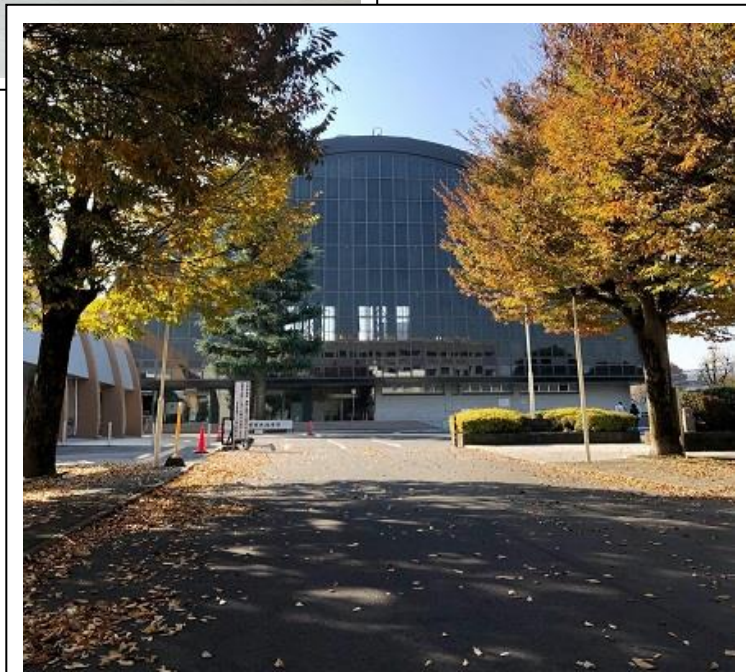
(3) 民間スポーツ施設の利用促進

① 民間企業や大学等のスポーツ施設の利用促進

民間企業や大学、高等学校等が所有するスポーツ施設を開放してもらえるよう働きかけます。



市内民間スポーツ施設



入間市市民体育館

基本目標3 スポーツ振興によるまちづくりの推進



施策6 スポーツを通じた地域の活性化

(1) スポーツによるまちづくり

① スポーツイベントの誘致・開催

市民がスポーツの魅力を身近に感じることができるよう、スポーツ大会やイベントの誘致・開催を推進します。

② 多彩なスポーツイベントの開催を通じた地域活性化

eスポーツやアーバンスポーツ等の多彩なスポーツイベントの誘致・開催を通じて、市内外からの交流人口を拡大させ、地域の賑わいを創出し、地域の活性化を図ります。

③ スポーツチームを核としたスポーツの振興

トップスポーツチームのホームタウン化を促進し、ファン層の獲得、地域住民の一体感の醸成を図るなど、スポーツを核とした魅力あるまちづくりを進めます。

④ スポーツアンバサダーによる情報発信 【再掲】

当市にゆかりのあるスポーツ選手・スポーツ団体にスポーツアンバサダーを委嘱し、スポーツアンバサダーに関する情報を発信するとともに、スポーツアンバサダーによる当市のスポーツの魅力発信を促進します。

(2) アーバンスポーツ等新たなスポーツの推進

① 新たなスポーツの推進

スポーツクライミングやBMX、スケートボード、eスポーツなどの新たなスポーツに触れる機会の創出や、スポーツイベント等の開催を通じて、地域の活性化を図ります。

② サイクルイベントの開催

誰もが気軽に楽しめて、環境にもやさしい自転車の利用を促進するため、「自転車活用まちづくり条例」の基本理念を踏まえ、地域の資源を活かしたサイクルイベントの開催に向け取り組みます。



入間市スポーツアンバサダー

施策7 スポーツを介した産業の発展

(1) 民間事業者と連携したスポーツの活性化

① スポーツ大会を通じた民間企業等のPR

各種スポーツ大会やイベント開催に対し、民間企業等による協力を積極的に働きかけるとともに、協力企業等のPRを実施し、企業活動の促進を図ります。

② 民間施設を活用した地域経済の活性化

民間施設を活用したスポーツイベントの開催を促進し、スポーツを通じた地域経済の活性化を図ります。

③ アスリートの競技継続支援

アスリートが安心して競技に打ち込めるよう、民間企業等による採用の促進などアスリートの競技継続を支援します。



入間市駅伝競走大会



民間企業と協働したスポーツイベント

第5章 計画の推進に向けて



1. 計画の推進体制

スポーツ推進に係る様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、以下のとおり市民・行政・各種団体・民間企業等がそれぞれの立場から主体的に取り組むとともに互いに連携・協働しながら取組を展開していきます。

(1) 全庁的な推進体制

スポーツに係る幅広い分野の施策展開を進めていくために、全庁的な推進体制を構築し、関係各課と密接に連携しながら計画を推進します。

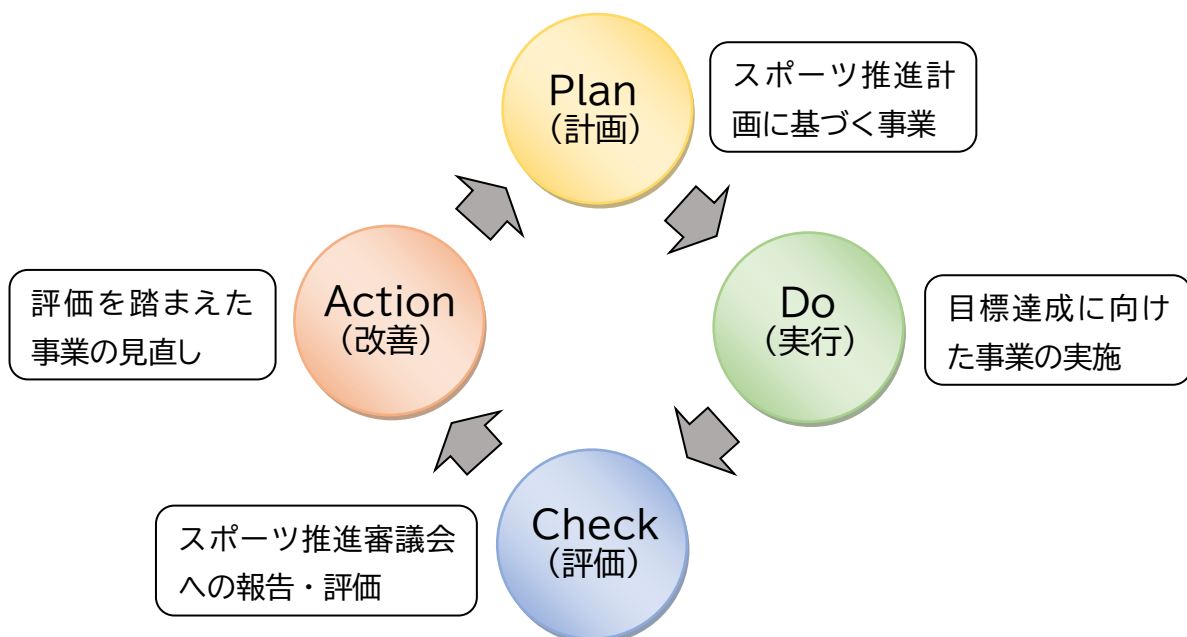
(2) 多様な主体との連携・協働

「スポーツがつくる健康で活気あふれるまち いるま」を実現し、誰もがスポーツに親しみ、「する」「観る」「支える又は応援する」という多様なスポーツ参画を通じて地域の活性化等を推進していくためには、市民はもとより計画の実現を担う関係団体の参画が不可欠です。市スポーツ協会や各競技団体、学校、スポーツ少年団、自治会等地域団体、指定管理者、プロスポーツチーム、民間企業等との連携・協働を推進します。

2. 計画の進行管理

本計画の着実な推進と実行性を高めるため、「入間市スポーツ推進審議会」において毎年度進捗状況を確認します。

施策の推進にあたっては、Plan(計画を立てる) Do(実行する) Check(評価する) Action(改善する)のサイクルを踏まえ、計画の進行管理を行います。大きな修正・変更が必要となった場合は、計画の中間年に見直しを行います。



資料編



1. スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）〔抄〕

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的

かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2～3 略

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

2. 入間市スポーツ振興まちづくり条例(全文)

令和5年9月26日

条例第30号

スポーツは、良好な心身を形成し、健康と長寿の礎であり、人々に感動を与えるだけでなく、地域の活性化やスポーツ環境の充実による産業の広がりから社会的効果や経済的效果をもたらすなど、活気あふれるまちを形成するうえで欠かすことのできないものです。

これまで、スポーツといえば、野球やサッカーなどのメジャーな種目が注目され、広く親しまれてきました。これからは従来のスポーツに加え、若い世代で広がりつつあるアーバン（都市型）スポーツや、幅広い年齢層が楽しみ親しめる可能性を持つeスポーツなど新たなスポーツ種目やスポーツ文化を含む、あらゆるスポーツを応援・支援することにより、活気あふれるまちづくりに取り組むことが重要です。

入間市では、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関連団体等の絶え間ない活動により、幼少期から継続して取り組めるスポーツ環境が生まれ、さまざまなスポーツで活躍する数多くの選手が育ち、市民に夢や希望を与えてくれています。近年では、従来のスポーツに加えて、新しいスポーツにおいても活躍する選手が入間で育ち、環境が発展しています。そのような選手や環境をみんなで応援・支援することにより、新たな選手が育成され、スポーツ関連活動が広がり、スポーツを介した産業の発展とまちの特色化や魅力化が図られ、市民がスポーツに親しみ、実践し、健康になることで、活気あふれるまちが形成されます。

入間市に関わるスポーツ関連活動を通じて、全ての市民が健康で活気あふれるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにし、スポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を通じて持続可能なスポーツ環境を構築することにより、全ての市民の健康を実現し、活気あふれるまちの形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

- (1) スポーツ 運動競技その他の身体活動等で、健康の増進に寄与するものをいう。
- (2) スポーツ振興まちづくり 市民、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携することにより、スポーツを振興し、スポーツを介した産業の発展に取り組み、活気あふれるまちを形成することをいう。
- (3) スポーツ関連活動 スポーツをすること、観ること、応援すること又は支えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤又は通学をする者をいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う全ての団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツ振興まちづくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) スポーツ関連活動を応援・支援することで、健康の保持増進、地域の連帯感の醸成等により全ての市民の健康及び福祉の増進に努める。
- (2) これまで広く取り組まれてきたスポーツに加え、新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツ関連活動を取り巻く環境の向上を図る。
- (3) 市の特色及び魅力となるスポーツを応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を図る。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、スポーツ振興まちづくりを、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、スポーツ関連活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(活気あふれるまちの実現)

第8条 市は、スポーツの振興による活気あふれるまちの実現に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 市民、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、スポーツイベントの開催等に取り組むとともにスポーツ大会の誘致を図ること。

(2) 新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援し、市の特色化や魅力化を図ること。

(3) スポーツを介した産業の発展及びまちの活性化を図るため、スポーツ関連団体及びスポーツ関連活動に対して必要な措置を講じること。

(スポーツ環境の整備)

第9条 市は、市民の良好なスポーツ関連活動のため、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

3. 策定の経過

年度	月日	内容
令和5年度	5月18日	令和5年度 第1回入間市スポーツ推進審議会 ・第2期入間市スポーツ推進計画の策定について（諮問）
	8月10日	令和5年度 第2回入間市スポーツ推進審議会 ・第2期入間市スポーツ推進計画の骨子について ・計画期間について
	10月19日	令和5年度 第3回入間市スポーツ推進審議会 ・第2期入間市スポーツ推進計画の素案について
	11月17日	令和5年度 第4回入間市スポーツ推進審議会 ・第2期入間市スポーツ推進計画の素案について
	12月	庁内意見聴取の実施
	1月9日～ 2月7日	パブリックコメント
	2月	教育委員会意見聴取
	3月	入間市スポーツ推進審議会 ・パブリックコメント、教育委員会意見聴取について ・第2期入間市スポーツ推進計画（答申案）について
	3月15日	第2期入間市スポーツ推進計画答申

4. 入間市スポーツ推進審議会条例

昭和58年7月4日

条例第16号

入間市スポーツ振興審議会設置条例（昭和42年条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、入間市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平23条例20・一部改正）

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、スポーツの推進に関し必要と認める事項について市長に建議することができる。

（平23条例20・全改、平28条例27・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

（昭62条例30・平28条例27・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭62条例30・一部改正）

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、健康推進部スポーツ推進課において処理する。

(平2条例27・平8条例19・平28条例27・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平28条例27・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、昭和60年4月30日までとする。

附 則 (昭和62年条例第30号)

この条例中第1条の規定は昭和62年7月4日から、第3条の規定は昭和64年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第27号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第19号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の入間市スポーツ振興審議会条例第3条の規定により委嘱されている入間市スポーツ振興審議会の委員は、第1条の規定による改正後の入間市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により委嘱された入間市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則 (平成28年条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(入間市スポーツ推進審議会条例の改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の入間市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されている入間市スポーツ推進審議会の委員は、当該委嘱に係る任期の間、同条の規定による改正後の入間市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

5. 審議委員名簿

任期：令和5年5月1日から令和7年4月30日（50音順）

役 職	氏 名	所属等
会 長	ふじ まき とし あき 藤 牧 利 昭	知識経験者（元埼玉医科大学教員）
副会長	ひる ま たつ お 晝 間 達 夫	知識経験者（市スポーツ協会）
	あ さ ゆう か 阿 佐 木綿香	知識経験者（元東京都障害者総合スポーツセンター）
	おお そら なお み 大 空 直 美	知識経験者（県パラスポーツ指導者協議会）
	お の じゅん じ 小 野 順 治	知識経験者（豊岡スポーツ協会）
	か とう きみ あき 加 藤 公 章	知識経験者（市小学校体育連盟／藤沢小学校長）
	こ ばやし なお と 小 林 直 人	知識経験者（市内スポーツ団体）
	すな だ はじめ 砂 田 一	知識経験者（市中学校体育連盟／豊岡中学校長）
	とみ た ちとせ 富 田 ちとせ	知識経験者（市スポーツ推進委員協議会）
	なか やま しょう へい 中 山 翔 平	公募委員
	にし ざわ や よい 西 澤 弥 生	公募委員
	ひら かわ なお こ 平 川 直 子	知識経験者（スポーツ関連事業者）
	むら の ゆう こ 村 野 裕 子	知識経験者（NPO 法人子育て家庭支援センターあいくる）
	よこ た あつし 横 田 敦	公募委員
	わた なべ あきら 渡 部 晃	知識経験者（全日本ノルディックウォーキング連盟）

6. 体育施設一覧

施設名	種別	所在地	利用に係る連絡先
		敷地面積	
市民体育館 (昭和56年4月開館)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 4面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 8面 ・テニス 2面 トレーニング室 卓球場 5台 多目的室 弓道場 2人立ち	豊岡4-2-1 10,956.88㎡	市民体育館 (2962-1125)
運動公園 (昭和52年6月開設)	テニスコート 6面 陸上競技場兼ソフトボール場(2面) プール（一般用・児童用）	豊岡4-825-8他 34,744.11㎡	//
黒須市民運動場 (昭和47年9月開設)	野球場 2面 ソフトボール場 2面 テニスコート 5面 サッカー場 1面 自由広場	春日町地区内 (入間川河川敷)	//
西武市民運動場 (昭和53年6月開設)	テニスコート 3面 ソフトボール場 2面	野田地区内 (入間川河川敷) 30,000.00㎡	スポーツ推進課 (2964-1111)
武道館 (平成4年6月開館)	柔道場 3面 剣道場 3面 弓道場 6人立ち トレーニングジム（サンドバック）	鍵山3-10-20 4,899.49㎡	入間市武道館 (2965-5551)
中央公園 (昭和43年4月開設)	野球場 1面 テニスコート 4面	扇町屋1250-1 44,644.88㎡	市民体育館 (2962-1125)
富士見公園 (昭和51年4月開設)	ソフトボール場 1面 少年少女用サッカー場 1面	東町1-1008-47 33,215.71㎡	//
藤沢地区体育館 (昭和62年7月開館)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 4面 〔付随施設〕 ソフトボール場 1面 テニスコート 2面	下藤沢988-1 11,609㎡	藤沢地区体育館 (2964-4242)
東金子地区体育館 (昭和63年6月開館)	主競技場（最大利用） ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 4面 〔付随施設〕 テニスコート 1面	小谷田371 4,002㎡	東金子地区体育館 (2962-5597)

施設名	種別	所在地	利用に係る連絡先
		敷地面積	
西武地区体育館 (平成元年7月開館)	主競技場(最大利用) ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 6面 〔付随施設〕 多目的広場	野田1,134-57 21,002.25㎡	西武地区体育館 (2932-2004)
黒須地区体育館 (平成3年7月開館)	主競技場(最大利用) ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 6面	鍵山3-10-20 2,644.29㎡	黒須地区体育館 (2965-8423)
宮寺地区体育館 (平成5年5月開館)	主競技場(最大利用) ・バレーボール 2面 ・バスケットボール 2面 ・バドミントン 6面 〔付随施設〕 多目的広場 テニスコート 1面	宮寺567 5,184.27㎡	宮寺地区体育館 (2934-1565)

※市民体育館、運動公園、黒須市民運動場及び武道館、中央公園、地区体育館(付随施設を含む)の管理運営は、指定管理者に委託。

名称	所在地	面積
寺竹運動場 (平成元年12月1日開設)	寺竹466-1 他	7,214 ㎡
南矢萩運動場 (昭和56年4月1日開設)	宮寺91-1 他	4,001 ㎡
北中野スポーツ広場 (昭和61年6月1日開設)	宮寺2128-1 他	4,852 ㎡
大森運動場 (昭和53年1月1日開設)	宮寺2527-1 他	5,838 ㎡
二本木スポーツ広場 (昭和57年7月30日開設)	二本木1158 他	5,236 ㎡
東金子スポーツ広場 (平成12年4月1日開設)	小谷田675 他	4,684 ㎡
木蓮寺運動場 (平成12年4月1日開設)	木蓮寺396	2,014 ㎡

名称	種別
入間基地病院グラウンド (航空自衛隊入間基地の運動施設)	陸上競技場(トラック、フィールド) サッカー場兼ソフトボール場

※入間基地と入間市との間で協定を締結し、基地の活動に支障の無い範囲で、入間市の登録団体が利用できます

学校体育施設の開放状況一覧表

◎小学校 体育館

地区名	学 校 名	平日	土曜	日曜・休日
豊 岡	豊岡小学校	午後6:00～午後9:30	午前8:00～午後9:30	午前8:00～午後5:00
	扇小学校	//	//	//
	東町小学校	//	//	//
	高倉小学校	//	//	//
黒 須	黒須小学校	//	//	//
東金子	東金子小学校	//	//	//
	新久小学校	//	//	//
宮 寺	宮寺小学校	//	//	午前8:00～午後9:30
二本木	狭山小学校	//	//	午前8:00～午後5:00
藤 沢	藤沢小学校	午後6:00～午後9:00	午前8:00～午後9:00	//
	藤沢東小学校	午後6:00～午後9:30	午前8:00～午後9:30	//
	藤沢南小学校	//	//	//
	藤沢北小学校	//	//	//
西 武	西武小学校	//	//	//
	仏子小学校	//	//	//
金 子	金子小学校	//	//	//

◎中学校 体育館

地区名	学 校 名	平日	土曜	日曜・休日
豊 岡	豊岡中学校	午後6:30～午後9:30	午後6:30～午後9:30	—
	向原中学校	//	//	午後6:30～午後9:30(祝日除く)
	東町中学校	//	//	—
黒 須	黒須中学校	午後7:00～午後9:00	午後7:00～午後9:00	—
東金子	東金子中学校	午後7:00～午後9:30	午後7:00～午後9:30	—
藤 沢	藤沢中学校	//	//	—
	上藤沢中学校	—		
宮 寺	武蔵中学校	午後6:30～午後9:30	午後6:30～午後9:30	—
西 武	西武中学校	//	//	—
	野田中学校	午後7:00～午後9:30	午後7:00～午後9:30	—
金 子	金子中学校	午後6:30～午後9:30	午後6:30～午後9:30	—

◎小学校 校庭

地区名	学校名	平日	土曜	日曜・休日
豊岡	豊岡小学校	—	日の出～日没	日の出～日没
	扇小学校	—		
	東町小学校	—	日の出～日没	日の出～日没
	高倉小学校	—	//	//
黒須	黒須小学校	—	//	//
東金子	東金子小学校	—	//	//
	新久小学校	—	//	//
宮寺	宮寺小学校	—	//	//
二本木	狭山小学校	—	//	//
藤沢	藤沢小学校	—		
	藤沢東小学校	—	日の出～日没	日の出～日没
	藤沢南小学校	—	//	//
	藤沢北小学校	—	//	//
西武	西武小学校	—		
	仏子小学校	—	日の出～日没	日の出～日没
金子	金子小学校	—	//	//

◎中学校 校庭

地区名	学校名	平日	土曜	日曜・休日
豊岡	豊岡中学校	—		
	向原中学校	—		
	東町中学校	—		
黒須	黒須中学校	—		
東金子	東金子中学校	—		
藤沢	藤沢中学校	—		
	上藤沢中学校	—		
宮寺	武蔵中学校	—		
西武	西武中学校	午後7:00～午後9:30	午前8:00～午後9:30	午前8:00～午後9:30
	野田中学校	—		
金子	金子中学校	—	—	日の出～日没

※サマーフレッシュウィーク期間や年末年始等の学校閉庁日は、学校開放を行っていません。

7. 諮問・答申

入ス推第103号

令和5年5月18日

入間市スポーツ推進審議会

会 長 藤 牧 利 昭 様

入間市長 杉 島 理一郎

第2期入間市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

入間市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第2期入間市スポーツ推進計画の策定について

2 諮問の趣旨

入間市では、スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するため平成27年3月に「第1期入間市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを通じて健康で活力に満ちたまちの実現に取り組んでまいりました。

この度、現計画が令和5年度をもって終了することから、令和5年10月施行予定の「入間市スポーツ振興まちづくり条例」の理念を反映し、国や埼玉県の計画を踏まえた第2期入間市スポーツ推進計画の策定について、ご審議いただきたく諮問いたします。

令和6年3月15日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市スポーツ推進審議会

会長 藤 牧 利 昭

第2期入間市スポーツ推進計画の策定について（答申）

令和5年5月18日付け入ス推第103号で諮問のあったことについて、下記のとおり
答申します。

記

当審議会では、国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「第3期スポーツ推進計画」並びに「入間市スポーツ振興まちづくり条例」を踏まえ、審議会にて慎重に審議を重ねた結果、別添の「第2期入間市スポーツ推進計画」を取りまとめました。

SDGs未来都市 入間市
Well-being City いるま
～健康と幸せを実感できる未来共創都市～

第2期入間市スポーツ推進計画

発行日 令和6年3月
発行 入間市
編集 健康推進部スポーツ推進課
〒358-8511
埼玉県入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111
FAX 04-2965-0232
E-Mail ir373000@city.iruma.lg.jp